

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	廃棄物減量推進課
委 託 業 務 名	一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務
委 託 業 務 場 所	大津市大石曾束町字大田 1092 番地
概 要	河川、道路、公園等の公共施設の維持管理や造園業等の事業に伴って生じた刈り草・剪定枝等約 814t(水草 114t を含む。)を収集・運搬し、堆肥化による再生処理を行うとともに、生成した堆肥の一部を市民配布できるように大田廃棄物最終処分場まで運搬する業務
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで
契 約 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
契 約 金 額	28,811,200 円（年間予定額）
契約の相手方	[所在地] 三重県伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2 [名 称] 株式会社大栄工業
契約相手方の選 定 理 由	<p>当事業を業務委託するに当たっては次の点を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間約 700t の、竹や竹株・樹木株を含む刈り草・剪定枝等の堆肥化処理ができること。 (2) 年間約 10t の水草の堆肥化処理ができること。 (3) 年間約 110 t の特定外来生物(水草)の堆肥化処理ができること。 (4) 自社の車両による収集運搬と堆肥化処理が一体的にできること。 (5) 生成した堆肥を納入、運搬することができること。 (6) 処理施設の存する市町村との間で、廃棄物処理法や条例に基づく協議が整うこと。 <p>株式会社大栄工業はこれらの条件を全て満たす唯一の業者である。</p> <p>備考：大津市では、株式会社大栄工業での特定外来生物防除について、令和 2 年 3 月 1 6 日付けで近畿地方環境事務所の確認済（防除期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日ま</p>

様式第2号（第2条関係）

	<p>で。令和3年4月1日以降については現在更新申請中)。また、株式会社大栄工業においても特定外来生物の飼養等について令和2年8月7日付けで中部地方環境事務所の許可済(令和2年9月14日から令和5年9月13日まで)</p>
根 拠 規 程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。